

公共工事の名称、 場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の 商号又は名称 及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札 の別（総合評価の 実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
107号プール排水管 等補修工事	陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊長 酒井博未 長崎県佐世保市大潟町 678番地	2024-11-11	双峰設備株式会社 長崎県佐世保市木 風町1473-7	6310001005622	一般競争	5,302,000	5,280,000	99.58%				
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし													
以下余白													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 (注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の 商号又は名称 及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札 の別（総合評価の 実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
20式小銃型ラバー銃	陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊長 酒井博未 長崎県佐世保市大湯町 678番地	2024-11-01	株式会社オペレー ション・トレーニ ング・サービス 東京都練馬区北町 7-20-10	9011601013273	一般競争	13,629,000	13,480,720	98.91%				
106号隊舎空調機 修理	陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊長 酒井博未 長崎県佐世保市大湯町 678番地	2024-11-20	株式会社 磊電機 長崎県佐世保市鶴 渡越町412-4	4310001005707	一般競争	1,217,700	1,071,400	87.98%				
貯油タンク液面計向 けデジタル発信機等 取替	陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊長 酒井博未 長崎県佐世保市大湯町 678番地	2024-11-27	株式会社武田商事 長崎県佐世保市沖 新町7-2	2310001005683	一般競争	3,022,800	2,523,400	83.47%				
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の 商号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
該当なし													
以下余白													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 (注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。